

## 平成28年第1回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第18号 別府市行政不服審査会条例の制定について
- 議第19号 別府市個人情報保護条例及び別府市情報公開条例の一部改正について
- 議第20号 別府市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議第21号 別府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議第22号 別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 議第23号 別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議第24号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第25号 別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議第26号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第27号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第28号 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第29号 別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について
- 議第30号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第31号 別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の制定について
- 議第32号 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第33号 別府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議第34号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議第35号 別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について

- 議第 36 号 別府市建築審査会条例の一部改正について
- 議第 37 号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 38 号 別府市下水道条例の一部改正について
- 議第 39 号 別府市火災予防条例の一部改正について
- 議第 40 号 連携協約の協議について
- 議第 41 号 事務の委託の協議について
- 議第 42 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第 43 号 市長専決処分について

## **議第 18 号**

### **別府市行政不服審査会条例の制定について**

#### 1 趣旨

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）を全部改正する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、同法第 81 条第 1 項の規定に基づき地方公共団体に置く機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定します。

#### 2 議案の内容

- (1) 条例には、趣旨、名称、組織、委員の委嘱、委員の任期、委員の服務、会長、部会、議事等を定めます。
- (2) 名称は、別府市行政不服審査会とします。
- (3) 別府市行政不服審査会は、委員 3 人以上 6 人以内で組織します。
- (4) 委員は、市長が委嘱します。
- (5) 委員の任期は、3 年とします。
- (6) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなりません。
- (7) 別府市行政不服審査会に会長を置き、委員の互選で選任します。
- (8) 別府市行政不服審査会に部会を置くことができます。部会に部会長を置きます。部会の議決をもって別府市行政不服審査会の議決とすることができます。
- (9) 別府市行政不服審査会の会議は、会長が招集し、議長となります。
- (10) 附則で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年別府市条例第 25 号）の一部を改正し、別府市行政不服審査会委員の報酬（日額 4,900 円）及び費用弁償（旅費）について定めます。

#### 3 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

#### 4 担当課 総務部総務課

## **議第 19 号**

### **別府市個人情報保護条例及び別府市情報公開条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、個人情報の開示決定等に係る審査請求については、同法第 9 条第 1 項ただし書の規定により同法の審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととするため、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定めます。(個人情報保護条例第31条の2、情報公開条例第13条の2関係)
- (2) 審査請求があった場合で個人情報保護審議会又は情報公開審査会に諮問するときは、弁明書の写しを添えることを定めます。(個人情報保護条例第32条、情報公開条例第14条関係)
- (3) 個人情報保護審議会又は情報公開審査会は、審査請求人等から意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴くことを定めます。(個人情報保護条例第44条、情報公開条例第22条関係)
- (4) 審査請求人等から意見書又は資料の写しの交付を求められたときは、交付に要する費用の負担があることを定めます。(個人情報保護条例第49条、情報法公開条例第32条関係)
- (5) 「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「裁決又は決定」を「裁決」に改める等の字句の整理をします。

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 総務部総務課

## **議第20号**

### **別府市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 審査申出書の記載事項について、「住所」を「住所又は居所」に改め、「審査の申出に係る処分の内容」を追加します。(第6条関係)
- (2) 引用法令を「行政不服審査法」から「行政不服審査法施行令」に改めます。(第6条関係)
- (3) 審査申出人の代表者等がその資格を失ったときの届出を定めます。(第6条関係)
- (4) 審査申出人から反論書の提出があったときは、市長に送付することを定めます。(第8条関係)
- (5) 決定書に主文等を記載することを定めます。(第13条関係)
- (6) その他字句の整理をします。

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 総務部総務課

## 議第21号

### 別府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

#### 1 趣旨

地方公務員法の一部が改正され、同法第49条、第49条の2等の「不服申立て」が「審査請求」に改められたこと並びに同法58条の2に規定する人事行政の運営等の状況の公表の事項に人事評価及び退職管理が追加されたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 任命権者の市長への報告事項に、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況及び職員の退職管理の状況を追加します。(第3条関係)
- (2) 「不服申立て」を「審査請求」に改めます(第5条関係)

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 総務部職員課

## 議第22号

### 別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

#### 1 趣旨

地方公務員法の一部が改正され、同法第24条第6項が同条第5項に繰り上げられたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 次に掲げる条文中「地方公務員法第24条第6項」を「地方公務員法第24条第5項」に改めます。
  - ア 別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第1条
  - イ 別府市職員の特殊勤務手当に関する条例第1条第1項
  - ウ 別府市職員等の旅費に関する条例第1条第1項
  - エ 別府市立学校職員の給与等に関する条例第1条
- (2) 字句の整備(「すべて」を「全て」に改める。)をします。

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 総務部職員課

## 議第 23 号

### 別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

#### 1 趣旨

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、傷病補償年金と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率が改定されたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

附則第 5 条（他の法令による給付との調整）第 1 項の表右欄及び第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改めます。

#### 3 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

#### 4 担当課 総務部職員課

## 議第 24 号

### 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

#### 1 趣旨

市長、副市長、議員、教育長及び水道企業管理者に支給する期末手当の額を改定することに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

期末手当の支給率を次のとおり改定します。

区分	現行	平成 27 年 12 月分	平成 28 年 4 月以降
6 月	147.5/100	—	150/100
1 2 月	162.5/100	167.5/100	165/100

#### 3 施行期日 公布の日。一部は平成 28 年 4 月 1 日

#### 4 担当課 総務部職員課

## 議第 25 号

### 別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

#### 1 趣旨

次の事由等により条例を改正します。

- (1) 国家公務員及び大分県職員の給与改定等の事情を考慮して、一般職の給与改定等を行うこと。
- (2) 地方公務員法の一部が改正され、同法第25条第3項に規定する条例に規定する事項に「等級別基準職務表」が追加されたこと。
- (3) 一部の職員の職務の級及び号給の切替えを行うこと。

## 2 議案の内容

### (1) 第1条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 勤勉手当（平成27年12月支給分）の支給率を75/100から85/100（再任用職員にあつては35/100から40/100）に改定します。（第17条関係）
- イ 給料表を全部改正します。（別表関係）

### (2) 第2条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 「地方公務員法第24条第6項」を「地方公務員法第24条第5項」に改めます。（第1条関係）
- イ 自転車等を使用する職員の通勤手当の上限を「10,900円」から「11,200円」に改定します。（第9条の4関係）
- ウ 行政不服審査法の全部改正に伴い、その法律番号及び引用条文を改めます。（第16条の3関係）
- エ 勤勉手当（平成28年4月以降支給分）の支給率を80/100（再任用職員にあつては37.5/100）に改定します。（第17条関係）
- オ 主幹、課長補佐等の職務の級及び号給の切替え及び切替えに伴う経過措置等を定めます。（附則第29項から第33項まで関係）
- カ 再任用職員に係る給料表の給料月額を改定します。（別表第1関係）
- キ 等級別基準職務表を定めます。（別表第2関係）

### (3) 第3条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ア 特定任期付職員の給料表を改定します。（第7条関係）
- イ 特定任期付職員に係る等級別基準職務を定めます。（第7条関係）
- ウ 特定任期付職員に係る期末手当の支給率を155/100から157.5/100に改定します。（第8条関係）

## 3 施行期日 第1条は平成28年3月22日。第2条及び第3条は平成28年4月1日

## 4 担当課 総務部職員課

## **議第26号**

### **別府市手数料条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

次の事由により条例を改正します。

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部が改正され、新築の場合のほか既存住宅の増築又は改築の場合も長期優良住宅建築等計画の認定の対象とされたことに伴い、当該認定の申請に係る手数料を定めること。
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等を行うことに伴い、当該認定等の申請に係る手数料を定めること。
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、同法第38条第1項の規定による提出書類等の写しの交付について同条第6項の規定により読み替えられて適用される同条第4項及び第5項の規定並びに同法第78条第1項の規定による提出資料の写しの交付について同法第81条第3項において読み替えられて準用される同法第78条第4項及び第5項の規定に基づき、これらの写しの交付に係る手数料及び減免を定めること。

#### 2 議案の内容

- (1) 住宅の増築又は改築の場合の長期優良住宅建築等計画認定申請に係る審査手数料を定めます。（別表第6の47の項関係）
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る審査手数料を定めます。（別表第6の65から67の項関係）
- (3) 審査請求に係る提出書類等の写しの交付について、手数料を定めるとともに、当該手数料を減免できる場合を定めます。（第6条第2項、別表第8関係）

#### 3 施行期日 平成28年4月1日

#### 4 担当課 総務部総務課、建設部建築指導課

## **議第27号**

### **別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

次の事由により条例を改正します。

- (1) 幼稚園において、預かり保育（幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間における教育活動）を実施すること。



(2) 西幼稚園及び青山幼稚園を統合し、山の手幼稚園を設置すること。

## 2 議案の内容

(1) 教育委員会が定める幼稚園において、当該幼稚園の園児を対象に預かり保育を次の日及び時間に実施します。(改正後の第8条関係)

ア 教育課程に係る教育が行われる日 教育時間終了後から午後7時まで

イ アの日、日曜日、休日、8/13-8/15、12/29-1/3以外の日 午前8時から午後7時まで

(2) 次のとおり預かり保育料を定めます。(別表第5関係)

ア 前号アの日 1回400円

イ 前号イの日 1回600円

ウ 6,000円(8月にあっては10,000円)を1月の上限額とします。

(3) 別表第3について、西幼稚園の項及び青山幼稚園の項を削り、山の手幼稚園を加えます。

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 教育委員会教育総務課、学校教育課

## 議第28号

### 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 1 趣旨

次の事由により条例を改正します。

(1) 使用料を定めること。

(2) 学校教育法の一部が改正され、学校の範囲に義務教育学校が追加されたこと。

#### 2 議案の内容

(1) 使用者の範囲で、小、中学校等の定義に「義務教育学校」を加えます。「指導者」を「指導者及び引率者」に改めます。(第5条第1号関係)

(2) 使用者の範囲で、「小、中学校等の児童、生徒で構成する団体及びその指導者」を「義務教育終了前の者で構成する団体並びにその指導者及び引率者」に改めます。(第5条第2号関係)

(3) 使用料を使用開始前までに納付することを定めます。なお、市内に住所を有する義務教育終了前の者は、無料とします。(第8条関係)

(4) 市内の小、中学校等が学校行事に使用するとき等は、使用料を減免できることを定めます。(第9条関係)

(5) 特別の理由があるときを除き、既納使用料は還付しません。(第10条関係)

(6) 目的外使用等の禁止を定めます。(第11条関係)

(7) 使用料の額を定めます。(別表関係)

区分	宿泊する場合	宿泊しない場合
学校行事で使用する小、中学校等 義務教育終了前の者で構成する団体	1人 100円	1人 50円
使用が適当と認められるもの	1人 500円	1人 200円

※ 市外の者については、上記の表に定める額の2倍とします。

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 教育委員会生涯学習課

### 議第29号

#### 別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について

1 趣旨

児童の定義を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第2条第4号を次のように改めます。

改正前	(4) 児童 満18歳未満の者をいう。(満18歳以上の者で学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定による就学猶予又は免除を受けた期間の者及び特別支援学校に引き続き在学するものも児童とみなす。)
改正後	(4) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 福祉保健部障害福祉課

### 議第30号

#### 別府市国民健康保険税条例の一部改正について

1 趣旨

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を改定することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

国民健康保険税の基礎課税額の上限を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額の上限を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税

額の上限を「14万円」から「16万円」に改めます。(第3条、第25条関係)

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 総務部保険年金課

## 議第31号

### 別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の制定について

#### 1 趣旨

本市区域での温泉発電等の導入に関して、市民との共生、自然環境や生活環境との調和及び温泉資源の持続可能な利活用を図るため、条例を制定します。

#### 2 議案の内容

- (1) 目的、定義、市の責務、導入事業者の責務、事前協議、事前協議の申出、市が所管する手続の実施、近隣関係者及び近隣温泉関係者への説明等、水利関係者への説明等、近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響の調査等、事前協議の完了、モニタリング、着工及び完了の届出、導入事業者の変更等の届出、温泉発電等設備の変更等の届出、事故時の措置等、温泉発電等設備の廃止、市の同意、立入調査、改善勧告、改善勧告を受けた導入事業者に対する措置、情報の収集及び公開等について定めます。
- (2) 温泉発電等の導入をしようとする導入事業者は、市長と事前協議をしなければなりません。
- (3) 事前協議の申出をした導入事業者は、市長の通知に従い、市が所管する関係法令の手続、近隣関係者及び近隣温泉関係者への説明、水利関係者への説明（要承諾）、近隣区域の自然環境等に及ぼす影響の調査並びに騒音防止に関する計画の作成をしなければなりません。
- (4) 前号に規定する手続が完了したときは市長に報告し、市長は審査の上事前協議の完了を承認します。
- (5) 市長は、前号の承認の際に、源泉を新たに掘削する場合等は、源泉についてのモニタリングを導入事業者に要請します。
- (6) 導入事業者は、第4号の事前協議の完了の承認後（前号のモニタリングの要請があったときは、工事着工前のモニタリング後）に必要な工事に着工します。
- (7) 必要な工事に着工又は工事が完了したときは、市長に届け出なければなりません。温泉発電等設備を廃止するときも同様です。
- (8) 導入事業者に変更があるときや温泉発電等設備の変更をしようとする

きは、市長に届け出なければなりません。

- (9) 温泉発電等設備の変更の届出は、事前協議の申出とみなし、その内容に応じ導入事業者は、第3号に規定する手続をしなければなりません。
- (10) 導入事業者は、事故時等は、直ちに必要な措置を講じ、市長に報告しなければなりません。また、再発防止のための措置に関する計画を作成し、市長に提出しなければなりません。
- (11) 温泉発電等の導入において、補助金申請や関係法令の手続のために市の同意が必要なときは、市長に申請しなければなりません。
- (12) 市長は、条例の施行に必要な限度で、職員に立入調査をさせることができます。
- (13) 市長は、導入事業者が条例に違反したとき等は、勧告することができます。勧告に従わない場合は、その事実を公表し、第4号の事前協議の完了の承認や第11号の市の同意をしません。

3 施行期日 平成28年5月1日

4 担当課 生活環境部環境課

### **議第32号**

#### **別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正 について**

1 趣旨

別府市竹細工伝統産業会館を竹産業等のイノベーション（革新）を行うための拠点とするため、条例を改正します。

2 議案の内容

竹細工伝統産業会館が行う事業を定める第3条に次の1号を加えます。

(5) 竹産業及びものづくりのイノベーション（革新）に必要な業務

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 O N S E N ツーリズム部商工課

### **議第33号**

#### **別府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について**

1 趣旨

消費者安全法の一部が改正され、同法第10条の2に消費生活センターの組

織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項は条例で定めることが規定されたことに伴い、条例を制定します。

## 2 議案の内容

趣旨、名称及び住所等の公示、職員、試験に合格した消費生活相談員の配置、消費生活相談員の人材の確保、消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理について定めます。

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 O N S E N ツーリズム部商工課

### **議第34号**

#### **別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について**

## 1 趣旨

亀陽泉の位置の表示を改めること等に伴い、別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成27年別府市条例第46号）を改正します。

## 2 議案の内容

(1) 別表第1の改正規定を改め、亀陽泉の位置を「別府市亀川中央町10番26号」にします。

(2) 別表第3の改正規定を改め、亀陽泉に係る入浴回数券は「10回券 970円」を、市民入浴券は「30回券 1,944円」を定めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 O N S E N ツーリズム部温泉課

### **議第35号**

#### **別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について**

## 1 趣旨

大分県道路占用料徴収条例（昭和51年大分県条例第38号）に定める道路占用料が改定されたことによる道路占用料等の見直しに伴い、条例を改正します。

## 2 議案の内容

(1) 次の条例に定める占用料又は使用料を改定します。

- ア 別府市道路占用料徴収条例
- イ 別府市使用料の徴収に関する条例
- ウ 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例
- エ 別府市普通河川取締条例
- オ 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例
- カ 別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例
- キ 別府市餅ヶ浜栈橋の設置及び管理に関する条例
- ク 別府市宮湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例

(2) 主な改定内容

物件	現行	改定案
第1種電柱 1本につき1年	690円	760円
共架電線類 1mにつき1年	6円	7円
郵便差出箱 1個につき1年	520円	570円
広告塔 表示面積1㎡につき1年	1,600円	3,400円
ガス管等 外径0.07未満1mにつき1年	26円	28円

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 建設部道路河川課、公園緑地課、都市整備課  
総務部財産活用課  
ONSENツーリズム部温泉課

## 第36号

### 別府市建築審査会条例の一部改正について

1 趣旨

建築基準法の一部が改正され、同法第83条に建築審査会の委員の任期は条例で定めるとされたこと及び同法第94条第1項が改められ、後段が設けられたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 建築審査会の委員の任期を次のとおり定めます。(改正後の第3条関係)

- ア 任期は、2年。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間
- イ 委員は、再任されることができる。
- ウ 委員は、任期満了した場合、後任委員が任命されるまでその職務を行う。

(2) 「建築基準法第94条第1項の規定による審査請求を受理したとき」を「建

築基準法第94条第1項前段の規定による審査請求がされたとき」に改めます。(現行の第3条(改正後は第4条)関係)

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 建設部建築指導課

### 議第37号

#### 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

老朽化により解体する市営朝日原住宅Eを廃止することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表市営朝日原住宅Eの項を削ります。

3 施行期日 平成28年4月1日

4 担当課 建設部建築住宅課

### 議第38号

#### 別府市下水道条例の一部改正について

1 趣旨

次の事由等により条例を改正します。

(1) 下水道法施行令の一部が改正され、第9条の4に定める特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準のうちトリクロロエチレンの数値が改められたこと。

(2) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配こうぱいの基準を改めること。

(3) 指定工事店指定申請手数料を改定すること。

2 議案の内容

(1) 排水管の内径及び勾配を次のように改めます。(第3条第3号の表関係)

排水人口(単位人)	内径(単位mm)	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- (2) 排水設備等の工事完了の市長への報告を「5日以内」から「10日以内」に改めます。(第6条関係)
  - (3) 指定工事店指定申請手数料を「1,500円」から「10,000円」に改め、「指定工事店更新申請手数料5,000円」を定めます。(第7条の2関係)
  - (4) 公共下水道を使用する者に係るトリクロロエチレンの基準を「1リットルにつき0.3ミリグラム以下」から「1リットルにつき0.1ミリグラム以下」に改めます。(第9条の3関係)
- 3 施行期日 平成28年4月1日。ただし、指定工事店指定申請手数料の改定部分は、平成28年6月1日
  - 4 担当課 建設部下水道課

### **議第39号**

#### **別府市火災予防条例の一部改正について**

##### 1 趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、別表第1及び別表第2の全部が改められ、グリドル（直火によって加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器）付こんろに係る離隔距離及び最大入力値が5.8kw、1口当たりの最大入力値が3.3kwである電磁誘導過熱式調理器及びその複合品に係る離隔距離が定められたことに伴い、条例を改正します。

##### 2 議案の内容

別表第3の全部を改めます。

##### 3 施行期日 平成28年4月1日

##### 4 担当課 消防本部予防課

### **議第40号**

#### **連携協約の協議について**

##### 1 趣旨

地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、協議により、別府市及び大分市が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（「連携協約」といいます。）を大分市と締結することについて、同条



第3項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏を形成するため、大分市及び別府市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結します。

3 担当課 企画部政策推進課

**議第41号**

**事務の委託の協議について**

1 趣旨

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、事務を委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

住民票の写しその他証明書等の交付等に係る事務を日田市と相互に委託します。

3 担当課 生活環境部市民課

**議第42号**

**市道路線の認定及び廃止について**

1 趣旨

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

認定路線 堤尻2号線ほか9路線

廃止路線 石垣北68号線

3 担当課 建設部道路河川課

**議第43号**

**市長専決処分について**

## 1 趣旨

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

## 2 議案の内容

### (1) 処分事項 平成27年別府市条例第62号

別府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

### (2) 処分年月日 平成27年12月28日

### (3) 改正内容

市民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号を記載しないことにするため、記載することを定めた別府市税条例の一部を改正する条例（平成27年別府市条例第36号）を改正し、第51条第3項各号及び第139条の3第2項第1号の改正規定から個人番号の記載を定める部分を削ります。

## 3 担当課 総務部課税課